

令和7年3月26日
鹿児島労働局
職業安定部 訓練課
課長 金田知之
課長補佐 山元洋子
電話 099-219-8711

報道関係者 各位

令和8年3月新規高等学校卒業者の就職に係る 応募・推薦方法について

このたび、高等学校、主要経済団体、鹿児島県教育委員会及び鹿児島労働局において鹿児島県高等学校就職問題検討会議を開催し、令和8年3月に高校を卒業する生徒の、応募・推薦方法のあり方について以下のとおり取りまとめました。

【鹿児島県高等学校就職問題検討会議実施結果（概要）】

新規高等学校卒業者の応募・推薦に係る申し合わせ事項

- 「採用選考開始日（9月16日）から9月中は従来どおり1人1社応募制とする」
- 「10月1日以降は1人2社までの応募を可能とする」
- 「ただし、高校生のための就職面接会を通じた応募は、複数応募を可能とする」

【参考】全国統一事項

- ハローワークによる求人申込書の受付開始・・・・・・・・・・・・・・・・ 6月 1日
※高校生を対象とした求人については、ハローワークにおいて求人の内容を確認したのち、学校に求人が提出されることとなる。
- 企業による学校への求人申込及び学校訪問開始・・・・・・・・・・・・・・・・ 7月 1日
- 学校から企業への生徒の応募書類提出開始・・・・・・・・・・・・・・・・ 9月 5日
(沖縄県は 8月 30日)
- 企業による選考開始及び採用内定開始・・・・・・・・・・・・・・・・ 9月 16日

令和7年度

「鹿児島県高等学校就職問題検討会議」

令和7年3月17日（月）開催

応募・推薦方法の在り方についての申し合わせ事項

- ① 「採用選考開始日（9月16日）から9月中は従来どおり1人1社応募制とする」
「10月1日以降は1人2社までの応募を可能とする」
「ただし、高校生のための就職面接会を通じた応募は、複数応募を可能とする」
- ② 求人提出に係る「指定校制」については、
「指定を受けなかった学校が、独自に企業と相談して受験機会を確保する等の対応も可能とする」
- ③ 「校内選考」については、
「希望者が特定の企業に集中した場合や本人の適性、能力等で必要な場合などについては、企業の求人条件等を踏まえて学校側が適切に対応していく」

応募・推薦方法の在り方についての申し合わせ事項に係る留意事項**1 応募書類について**

応募に際して送付する書類は、全国高等学校統一用紙（履歴書・調査書）とし、企業は、それ以外の書類を要求しないこと。

なお、応募先企業が認める場合は、履歴書をパソコンで作成することを可能とするものとする。

2 選考について

企業は、生徒の円滑な就職活動に資するため、応募締切り後、速やかに採用選考を実施するとともに、その結果通知については、求人票に明記された期日を順守すること。

3 10月1日以降の複数応募に伴う取扱いについて**(1) 複数応募制の有効活用について**

県教育委員会及び学校は、複数応募制の有効活用により生徒が適切な職業選択ができるよう、望ましい勤労観・職業観の一層の育成に努めること。

労働局及びハローワークは、県内企業に対し生徒の応募機会を拡大するための複数応募制についてさらに周知を図ること。

(2) 企業への要請について

企業は、生徒の複数応募に関して、適性・能力等により判断するとともに、複数応募する生徒が不利にならないよう配慮すること。

(3) 学校への要請について

学校は、生徒が内定を得た場合、速やかに態度を決定し、辞退する場合は採用内定の辞退通知を10日以内に発送するよう配慮すること。

4 今後の就職慣行の在り方について

今後も他の都道府県の動向を注視しつつ、生徒、保護者、教諭等の意見集約に努めるとともに、必要に応じて、作業部会の開催により実務者レベルで意見交換を行うなど、引き続き、一人一社制の在り方について検討していくものとする。